

戦時日本の「翼賛行政」——京都府竹野郡木津村役場文書からの検討——

杉谷 直哉

はじめに

一、日本の戦時下の体制をめぐって

日本の戦時下の体制をどう見るかについては、今日まで様々な議論がある。「戦時体制」という概念をめぐって、米山忠寛氏は「戦時体制は平時との対比の中で従来の体制秩序の中に組み込まれていたものであり、既に想定されていた体制であった」としている（米山二〇一五・二九）。米山氏は平時と戦時の連続性を重視しつつ、総力戦体制のような大規模な社会変革が伴う戦争とは異なる分析視点で「戦時体制」を論じる必要性を提起している。

「総力戦体制」についてもその概念規定を含めて多くの研究がある¹⁾。小林啓治氏は総力戦体制の概念について、「政治・経済・文化・精神を動員する国家体制が日中戦争や第二次世界大戦を通して形成される過程、すなわち近代史の一段階として総力戦体制をとらえる見方」と、「総力戦体制的な権力のテクノロジーが現代世界に潜在しているという視点」の「二重の含意を意識」した考察を展開している。（小林二〇一六・二八）。端的に言えば戦時において編成された国会体制、権力構造、経済システム等が現在まで継承されていることを意識した議論である。

ここで本稿が注目するのは「翼賛体制」という概念である。「翼賛体制」について須崎慎一氏は「大政翼賛会の成立から敗戦に至る間の国民支配のあり方をさす概念」と規定した上で、「何よりも強力な国民統合の体制であり、比類ない国

民収奪の体制であった」と指摘する（須崎一九八二：二〇四）。森武磨氏は「1940年、それまでの既成政党および一切の人民組織の破壊の上に、中央の大政翼賛会を頂点として、府県および市町村における翼賛会支部を媒介に、末端の町内会・部落会に至る新たな人民支配体系の成立をさす」と規定した（森一九九二：一六四）。

しかしながら、近年では注釈等もなく単に大政翼賛会の成立を念頭に置いた日本の戦時下の体制の呼称として「翼賛体制」という言葉が使用されるケースが見受けられる（源川二〇一七、趙二〇二〇）。かつて赤沢史朗氏は総力戦体制をめぐる議論が盛んだった当時において「総力戦体制という言葉に代表される現代戦を戦うための国家体制は、総動員体制・戦時動員体制とも呼ばれ、あるいは単に戦時体制とも言われる」としたように、戦時下の体制をめぐる呼称が混然としていることを示唆した（赤沢一九九七：i）。米山氏や小林氏らによる提起があつたにもかかわらず、戦時体制・総力戦体制・翼賛体制という日本の戦時体制をめぐる概念の境界線は依然として不透明であり、意識して概念規定をしなければほとんど同一の意味で使用される状況が続いているのが現状である。

もつとも、これらの概念の中には重なり合う点も多いことも事実である。だからこそ、前述の米山氏や小林氏の提起を踏まえて、翼賛体制という呼称についても改めて概念規定を行った上で議論を進める必要があるだろう。本稿は大政翼賛会を分析の中心に据える。日本の戦時下における地域の支配体制を論じる上で大政翼賛会を検討することは不可欠な作業であると考えられるためである。本稿では大政翼賛会の成立・展開によって作動した国民・地域を支配・動員する政治・行政システムを翼賛体制と呼称する。

二、大政翼賛会の評価について

大政翼賛会についてはすでに多くの研究が発表されている（伊藤二〇一五、官田二〇一六、バーガー二〇〇〇など）。

新体制運動の中核を担うことが期待された大政翼賛会は「幕府」的存在の出現を危惧する諸勢力の批判を受ける中（赤木一九八四・二五一）、紆余曲折を経て「内務官僚と警察が指導する行政補助機関化」していったと指摘されている（木坂一九七六・三〇四）。また、日本ファシズム論の立場によるなら大政翼賛会の成立は「天皇制ファシズムの成立期」と位置づけられる（木坂一九七九・三九）。須崎氏は翼賛体制について、確立（一九四〇年一〇月）・動揺（一九四二年一月）・崩壊（一九四四年七月）・四五年八月）という三つの時期区分を設定した（須崎一九八二・二一三―二一四）。この時期区分は今なお有効なものであると考えられる。一方で、須崎氏は翼賛体制下の具体的な取り組みについて、公債の強制的割当や勤儉奨励運動、天皇信仰の強制等の事例を様々な地域の史料から抽出・列挙する手法を取っており、断片的な議論にとどまっている（須崎一九八二・二一三―二一九）。すなわち、体系的・定点観測的な記述となっていない点が課題となっている。

地方組織についてだが「市、町村支部組織要綱」で支部長は「市、町村支部長ハ当該市、町村長ノ職ニ在ル者ヲ推薦セラルルモ支障ナキコト」（赤木一九八四・二五五）とされたように、行政組織の長と大政翼賛会の支部長は同一人物となった。これは内務省が大政翼賛会を「全国民を包括した網羅型組織」にしようと試み、かつ、既存組織に取り込まれることに抵抗した新体制運動側との競合に勝利した結果であった（池田一九九七・二九〇―二九三）。一般向けの近現代史の概説書を見ると、大政翼賛会は「第一に、一党独裁体制からは程遠く、発足に際してすでに目的が入り乱れる寄合所帯であったこと、第二に、それすらもさらに指導性を失う方向で人事上の変更や改組が続いたこと、そして第三に、翼賛選挙でも結局勝てる候補を立てなければならず、体制の新しさは乏しかったこと」と紹介されている（村井二〇二二・二六〇）。こういった政治面・組織面の脆弱性が広く指摘されてきた反面、大政翼賛会の結成は行政村の組織化の「一つの頂点」を示しているとも評されるように（小林二〇一六・二二六）、地域社会では戦時下の体制を統合する組織として機能していた。こうした評価は大政翼賛会が地方行政組織と一体化していた事実によるところが大きいだろう。「体制の新しさは

乏しかった」としてもその影響力を正確に分析する作業が求められる。

ここで近年の大政翼賛会をめぐる研究で注目すべきものとして趙頤氏のもの挙げたい(趙二〇二〇、二〇二二)。
趙氏は名古屋市の大政翼賛会地方組織及び中央協力会議の活動を分析して翼賛体制下における「下情上通」が一定程度機能していたと指摘する。趙氏の研究は大政翼賛会の活動や性格を実証的に明らかにしたものである。

一方で、名古屋市という大都市及び中央協力会議のような上部の意思決定機関の動向のみで大政翼賛会の評価を決めるのはやや早計である。大政翼賛会の実像を明らかにするには地域を事例とした体系的分析が必要となってくる。

三、大政翼賛会の地方的展開をめぐって

従来の戦時期研究で重視されてきたのが部落会・町内会の存在である。これは一九四〇年の「部落会町内会等整備要領」(内務省訓令一七号)によって「整備・形式化」されたものである(平川二〇一一・二二三)。特に農村部における部落会
は戦時体制の末端組織として機能していた(木坂一九七六・三〇〇)。先行研究の多くが部落会に関する研究となったことは当然であったといえよう(坂口二〇一四、清水一九八五、庄司二〇一二、細谷一九八二・二〇〇六など)。

一方で、部落会が末端組織として国家の政策を遂行する存在だったのに対し、国家の政策を部落に到達する行政村・大政翼賛会地方支部が果たした役割については、研究が十分であったとは言えない。例えば、行政村研究の金字塔として知られる大石・西田編『近代日本の行政村』も部落会に焦点を当てており、大政翼賛会地方支部については言及がほとんどなされていない(大石・西田編一九九一・五八五―五九四)。
『近代日本の行政村』と同じ長野県五加村を対象とした小峰和夫氏の研究は大政翼賛会地方支部の構成員について検討しており、小作層が指導部に進出していたことを指摘している一方で、具体的な大政翼賛会地方支部の取り組みは言及できていない(小峰一九七八)。

理由はいくつか考えられるが、戦時下の行政文書（特に兵事文書）の多くが敗戦後に焼却処分されたことで体系的な調査・研究が不可能となったことが大きいだろう。しかしながら、全ての文書が焼却・破棄された訳ではない。一部の地域では当時の人々の手によって焼却・破棄を免れた文書が存在している。

そうした文書を駆使した研究が皆無だった訳ではない。例えば全国に残存する大政翼賛会の史料を集成した赤沢・北河・由井編『資料 日本現代史一二 大政翼賛会』は、大政翼賛会の地方における活動に関する研究の水準を大きく引き上げた。政党の解消を目指した翼賛運動や、一九四一年九月に結成された翼賛壮年団の活動についても研究が蓄積されている（栗田一九八五、金一九九九、板垣二〇〇八、大串二〇一六）。一方で、大政翼賛会を行政補助組織として把握する場合、本丸と言ふべき大政翼賛会地方支部・行政村の具体的な活動については、体系的な検討がなされていない。前述の『資料 日本現代史一二 大政翼賛会』も資料集という性格上各地域の史料を収集したため、一地域における定点観測的分析が課題となっている。前述の須崎氏の議論の課題と重ね合わせれば、大政翼賛会の成立後の地域における翼賛体制を体系的・定点観測的に検討することが必要となってくる。

四、「翼賛行政」の概念規定について

日本の戦時下の体制をめぐる議論が、戦時と戦後の断絶と連続をどう見るかという点に関心を寄せてきたことは見てきたとおりである。大政翼賛会は戦時のみ存在していたことから、断絶の象徴的存在と考えられがちである。しかし、大政翼賛会の地方組織は実質的には行政組織であり、平時（戦前と戦後）の連続性も内包していた。本稿では大政翼賛会地方支部としての行政組織が取り組んだ活動を「翼賛行政」と概念規定する。「翼賛行政」には翼賛体制下において新たに整備された組織、展開された事業もあれば、平時からの延長線上に位置づけられる取り組みも存在していた。このような混

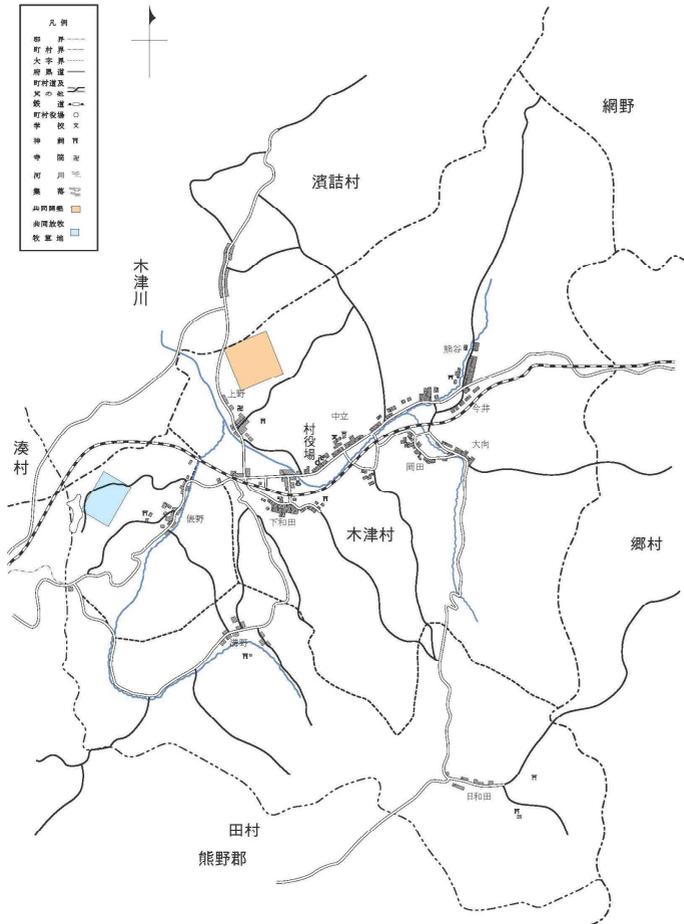
然とした実態を持つ「翼賛行政」の内実を明らかにすることで翼賛体制論の深化を図るとともに、日本の戦時下における政治社会体制をめぐる議論の発展に寄与することを本稿の一つの目的としたい。

五、本稿の課題と方法

本稿は一つの行政村を定点観測し、「翼賛行政」がどのような特徴を持って展開していったのかを明らかにする。その作業を通じて翼賛体制とはいかなるものだったかを評価することを念頭に置く。結論から言えば翼賛体制は一面には脆弱性を、一面には抑圧性・収奪性を持つ体制であった⁽²⁾。その実像を村役場文書から明らかにすることで新たな研究の視座を与えたい。

本稿が扱う京都府竹野郡木津村役場文書については、小林啓治氏が兵事文書を中心に体系的な研究を発表している（小林二〇一六）。小林氏は大政翼賛会の結成は「三〇年代からの行政村の組織化の流れにおいて、一つの頂点をなして」おり、地域のあらゆる人々を「一つの組織によって一元的に統制しようとした点で、地域における総力戦体制の確立と言ってよい」と評価している（小林二〇一六・二二六）。しかし、その後の展開については研究の視点が兵事行政を中心としていることもあつてか検討していない。なお、木津村については経済更生運動を検討した松野周治氏の研究と（松野一九九一）、村報に焦点を当てた赤沢史郎氏の研究がある（赤沢一九九一）。いずれも木津村の先行研究として重要なものなので適宜参照したい。

ここで本論の舞台となる木津村について述べておきたい。木津村は一八八八年の市制町村制の移行に伴い、当時の旧木津村と俵野村と溝野村と日和田村が合併して発足した⁽³⁾。行政区割としては大字木津の中に奥区、岡田区、中立（史料によつては中館とも表記）、下和田、上野が存在し、他に旧村の俵野、溝野、日和田が大字として存在していた。村役場は



木津村役場文書168『経済史(村内位置・村外往復)』所収「木津村全図」より作成

中立に存在し、下和田には木津温泉駅が位置した(地図1)。(4) 木津村の基本的な構造は経済的な中心地域を大字木津を構成する五つの集落が占め、その周辺を俵野、溝野、日和田が囲む形で位置していたことが分かる。人口については一九三五年時点で戸数二九六戸、人口一七〇一名で、戸数の八割は農家であった。産業としては縮緬が主要な地位を占めている。農家の一戸当たりの土地所有は平均田が四・三反、畑が四・一反であり、零細性が顕著な地域であった(松野一九九

一・四〇—四一、小林二〇一六
 ..一〇五—一〇六)。丹後震災や昭 and 恐慌で村全体の経済的疲弊が顕著になる中で、経済更生運動を経て特別助成制度の指定を受けて再建を図っていったのである。このように木津村は戦前期の典型的な農山村の一つであり、木津村の事例を明らかにすることに一定の意義があると思われる。

以上の点を踏まえ、本稿では木津村役場文書の簿冊の中から「大政翼賛」関係の史料を中心に分析し、行政村に組み込まれ

た大政翼賛会が具体的にどのような行政を実施し、どのような政策を展開したのかを、史料が残存している一九四〇年から一九四四年までに焦点を当てて明らかにしていく。その際には行政文書だけでなく村の情報を発信したメディアである村報についても取り扱う。

第一章 「翼賛行政」の始動と広報活動の展開

第一節 初期「翼賛行政」の展開

初期の「翼賛行政」の内容を端的にまとめるなら、①組織の整備②総力戦への「協力」の呼びかけの二つが軸であった。部落会、推進員制度などが上意下達で整備される一方で、長期化する日中戦争と緊迫の度合いを増す国際情勢の中で、農村は更なる戦争への協力を求められていく。その為の「下準備」とでもいうべき取り組みが展開していくこととなる。

一、組織の整備

木津村役場文書の中で最初に登場する大政翼賛会関係の史料は大政翼賛会京都府支部から発せられた「大政翼賛会郡市町村支部役員詮衡並ニ内申ニ関スル件」である⁽⁵⁾。これは郡市町村支部の役員を決定して報告するようにとの通知である。この中には「官公吏ヲ現職ノ儘理事ニ推薦スルコトハ必ずシモ妨ゲザルモ民間ヨリノ推薦ヲ建前トスルコト」という一文

がある。仮に官吏が理事に登用される場合でもあくまで「建前」として「民間」からの推薦という形式をとることが求められているのである。官民一致の組織を作っているという体裁を整えようとする意図があったと考えられる。こうした前提を踏まえて支部役員の構成を見ると、学校長、産業組合専務理事、僧侶、蚕業技手、農会職員などの経歴を持つ面々が就任していた⁽⁶⁾。産業組合、農会職員などの村の組織の上部役員に加えて僧侶のような仏教関係者も理事に就任している点が興味深い。他の地域同様部落会の整備も進むなど⁽⁷⁾、初期の「翼賛行政」は組織の整備が中心であった。

ここで注目したいのが推進員制度の存在である。推進員制度とは、一九四一年六月に正式に設置されたものであり、「大政翼賛運動ノ進展ニ挺身ス」ることを目的とした組織であった（赤木一九九〇・二七四）。その性格は構成員を選定する「特定主義である以上、地域・職域組織ないしは国民組織という一般型・網羅型組織とは相互に矛盾するだけでなく、いまひとつ、この推進員制度が官選道府県知事の統制下に立つ点においてもまた、矛盾をはらむ存在」であったとされている（赤木一九九〇・二七六）。このような矛盾が指摘される推進員制度だが、地域ではより重大な矛盾が表出していた。大政翼賛会京都府支部常務委員会が二月一日に発した「大政翼賛会地方支部推進詮衡ニ関スル件」では、推進員の要件を「年齢ハ二十三歳ヨリ四十歳ノ間ヲ標準トスルコト」、「経歴、職業ノ如何ヲ問ハズ少壮有為ノ人物タルコト」、「一般人ノ信頼篤キ者タルコト」などと規定する中、「身ヲ以テ実行ニ当リ得ル熱意ヲ有シ且実行シツツアル者タルコト」、今回ハ男子ノミニ限り女子ハ除外スルコト」とあるように、推進員に女性を加えることは認められなかった⁽⁸⁾。先行研究では翼賛体制下における女性の「政治参加」を重視するものもあるが（趙二〇二一）、地方農村では全く異なる事態が進展していた。木津村において「翼賛行政」が女性の動員を開始するのは更に後になってのことである。推進員は「錬成講習会」と呼ばれる会に出席していたようであり、実費が必要な場合は支部より支給する旨が通達されている⁽⁹⁾。講習会については埼玉県の事例でも確認できる⁽¹⁰⁾。講習の内容は不明だが、推進員は初期の翼賛運動の担い手として期待されていたことが分かる。

二、「協力」への呼びかけ

初期「翼賛行政」の特徴として挙げられるのは戦時における「協力」の呼びかけである。一九四一年七月一七日に京都府支部長名で発せられた「輸送力の強化協力に関する件」という通知では独ソ戦勃発という「世界情勢の急変」の中で「近時の旅行者の激増に依り交通機関は混雑を極め、ために重点輸送力に影響する所少しとせず、この際全国民を挙げて、正しき時局観に立ち、国家に輸送力を捧ぐべき認識を透徹せしむるは緊迫せる新段階に即応する重要な処置」を必要とするとしている⁽¹¹⁾。「正しい時局観」を持つ必要性を強調するこの文書は当時の大政翼賛会の指導者層が、翼賛体制構築に向けて民心の引き締めが必要であると認識していたことを意味する。こうした方針を貫徹するための手段として回覧板が用いられた。一九四一年九月二〇日付で受付印が押印されている「回覧 旅行等の制限協力に関する事項」では、次のような事項が列挙されていた⁽¹²⁾。

回覧 時局下 不急の旅はお止め下さい

毎年夏は汽車や船が非常に混雑します。

避暑、遊覧等の家族旅行や視察、参拝等の団体旅行は勿論のことその他急がぬ旅行は一切控へて下さい。

鉄道省ではこの夏の旅行に対し左の通り制限を加へるようになりました。

一、避暑や遊覧旅行等に対して乗車券の販売を制限しまたは発売を停止します

二、満員其他運輸上必要な場合にはいつでも乗車券の発売を停止または制限します

- 三、急行券は当分の間発売枚数を制限し同時に急行券発売駅を指定します
- 四、入場券は発売を停止することがあります停車場の送迎もお互に見合せて下さい
- 五、三等寝台車は当分の間なくなりませす
- 六、食堂車も当分の間その数を減らします
- 七、当分の間団体割引、学生割引等はすべて取止めます

大政翼賛会

こうした事項が細かく列挙されたことは、当時であつても人々は「平時」と変わらぬ日常の営みを続けていたことを意味しており、「翼賛行政」にはこうした人々の日常を規制することによつて人々の生活様式と意識を戦時下にふさわしいものへと変化させる狙いがあつたと言えよう。

三、ラジオ普及調査

次に注目すべき点はラジオに関する取り組みである。一九四一年八月八日付の京都府支部長名で「隣保班ノラジオ設備ノ有無調査方ノ件」という文書が発せられた。文書では「標記ノ件宣伝資料ト致度趣ヲ以テ調査方依頼越候様御多忙中乍恐縮貴支部下各町内会、部落会、隣組ニ付左記ニヨリ御調査ノ上可成速ニ（遅クトモ八月二十五日マデニ到着スル様）御回報相煩シ度御依頼申上候」とあるように、京都府支部の設問をもとに木津村支部が回答している⁽¹³⁾。設問ではラジオ設備の有無と電灯設備の有無について問われており、木津村支部の回答ではラジオ設備が一戸もない部落はないものの、電

灯設備が存在しない部落は八部落中六部落に及んでいた。⁽¹⁴⁾ 農村の中での電気化は不十分であったが、少なくともラジオ設備は最低限普及していたようである。

こうしたラジオ普及を後押しする動きは他にも見られる。一九四一年八月二八日付で大政翼賛会事務総長の名前で各支部長宛に発せられた文書では「ラジオは此の国家非常目的到達に於ける国家伝達輿論統一の機関として須臾も欠くべからざる要機に有之」、「就ては国策協力の見地より貴部落（町内）会各員に対し極力ラジオ施設勸奨方御配意相煩度得貴意候」とあるように、戦争遂行のためのラジオの普及を呼びかけている。⁽¹⁵⁾

ラジオが戦争遂行に果たした役割についてはすでに先行研究で指摘されている（坂本二〇二二、竹山二〇一七、五味二〇二二など）。後述するように「翼賛行政」の広報宣伝にラジオは大いに活用されていくこととなる。

四、「天皇制イデオロギー」の強調

翼賛体制論の中で指摘されるのが宮城遥拝の強制に代表されるような「天皇制イデオロギー」の注入である（木坂一九七八・一五一―一六、須崎一九八二・二二六―二二九）。一九四一年一月一日に京都府支部長より発せられた「新穀感謝行事ニ関スル件」では、「従来新穀感謝祭委員会ニ於テ行ヒ来リタル十一月二十三日新嘗祭当日ノ国民祭典タル新穀感謝祭ヲ本年ヨリ大政翼賛会ニ於テ継承シ東京明治神宮ニ於ケル祭典ヲ初メ中央、地方ヲ通ジ諸行事ヲ実施スル事ト」したと通知している。⁽¹⁶⁾ 理由としては「聖戦下五年ヲ閲シ国民食糧問題ノ重大性一段ト加ハリ消費者モ生産者モ共ニ其ノ活クル所以ノ基ヲ静思シテ報恩ノ念ヲ捧グベキ秋」であることが挙げられた。具体的取り組みとしては「市町村ニ於テハ夫々最寄神社ニ於ケル新嘗祭儀式ニ多数参列スルコト（特ニ翼賛会支部構成員、其他ノ団体代表、学生生徒等）」、「部落会、町内会、隣組ヲ通ジテ消費規正、生活刷新、増産、勤労奉仕等食糧感謝ノ具体的指導ヲナスコト」が挙げられた。従来

翼賛体制論では「天皇制イデオロギー」が強調されてきたが、この通知から分かることは、神事を通じて生活刷新の指導を行うことなど戦争への「協力」へと人々を仕向けたことである。「天皇制イデオロギー」は生活へも干渉していたと評価できる。また、こうした「翼賛行政」の実働部隊として大政翼賛会の支部、部落会や町内会などの地域末端の組織が動員されていたことも踏まえておきたい。

以上、初期の「翼賛行政」の状況を整理すると次のようになる。①部落会などの末端組織の整備②戦時下への「協力」を呼びかけるために「天皇制イデオロギー」を通じた生活習慣改善の呼びかけ、ラジオの設置状況調査、国民への精神的統制であった。これらの取り組みを前提に、一九四二年以降は更なる「翼賛行政」が展開することとなる。

第二節 村報の中の「翼賛行政」

一、大政翼賛更生計画

村報は多くの村で発行されたメディアであり、「民衆統合」の装置として機能してきた。木津村では一九二五年から村報が発行されており、「行政当局の、上からの広報誌という性格が強い」内容であった（赤沢一九九一・六六）。小林氏は「村の現状を広く知らせる」とともに、「村内の各種団体の取り組みや役場の業務などを報告・連絡する広報的側面」を持つていたと指摘している（小林二〇一六・一三七―一三八）。「翼賛行政」に関して言えば主には組織編成や目標発表などが発信内容であった。

村報の中で注目すべきなのが、大政翼賛更生計画に関する記事である。⁽¹⁷⁾「昭和一六年 木津村大政翼賛更生計画実行案計画方針」と題された記事では、「経済更生運動八ヶ年ノ久キニ及ビ其ノ目的ヲ完遂セリト雖モ事変ハ愈々長期ニ亘リ内外情勢実ニ多事多端ナリ我等ハ経済更生ノ実績ノ上ニ更ニ躍進シ益々挙村一致協力以テ臣道実践職域奉公ノ実ヲ挙げ高度国防国家建設ニ邁進ス、茲ニ大政翼賛更生計画ヲ樹立シ其ノ成果ヲ収メトス」とある。このことから分かるように、大政翼賛更生実行計画は、経済更生運動の延長線上に位置づけられた。次いで組織編成が示され総務部、産業部、経済部、教化部、厚生部という組織のもとでそれぞれの部会の役割が明記されていた(表1)。村報では総務部計画について詳述されており、「従来ヨリ採り来タレル本村ノ美点ヲ益々助長セシムル為メ経済更生運動中行ハレタル諸種ノ事項ヲ強化督励セントス」とあつて、主な事業として優良部落の表彰(評価基準は部落計画の実行成績、部落常会成績、隣組活動成績、保健衛生成績)、常会の開催(総常会は年二回、部落常会は毎月二五日から二七日に開催すると規定)などが挙げられている。

ここで注意すべきは大政翼賛会の組織構成が経済更生運動を牽引した自力更生委員会ものを踏襲している点である。

表1:大政翼賛会木津村支部部制

部名	総務部	産業部	経済部	教化部	厚生部
役割	各種の連絡協同統制に関する事項、自治行政協力振興に関する事項、各種国民運動実践に関する事項、祭祀に関する事項、大政翼賛更生計画の統制調査報告に関する事項、部落会並に隣組の指導統制運営に関する事項、その他の部に属せざる事項	時局に伴う重要農林産物維持増産改善に関する事項、時局に即応せる商工業の振興強化に関する事項、軍需並に生活必需品の供出強化に関する事項	経済統制に関する事項、金融の改善に関する事項、負債整理に関する事項、国民貯蓄に関する事項、物資の配給統制に関する事項、販売購買利用事業に関する事項	教育教化に関する事項、社会教育に関する事項、公民道の確立振作に関する事項、敬老慶弔に関する事項、生活改善に関する事項	保健衛生に関する事項、防空警備に関する事項、銃後援に関する事項、職業輔導に関する事項、労力対策に関する事項

出典:『木津村報』第109号、1941年3月より作成

木津村の自力更生委員会は統制部、生産部、経済部、社会部で構成されていた(小林二〇一六・一〇九)。小林氏が指摘するように「各部の構成は、名称こそ異なるが更生計画のそれをほぼそのままスライドさせたものと言えよう」(小林二〇一六・二六八)。なお、小林氏は「負債の整理と家計の改善によって各戸の生活の改善が目標とされ」ていた更生計画だったが、大政翼賛実行計画では「収奪と統制のシステムを作動させるプログラムへと変貌を遂げ」たのであり、「組織の組み立て方については更生計画の実績を利用し、また取り組みの内容も利用できる部分は利用しつつ、すべてを総力戦体制に一元化させていくものであった」と評価している(小林二〇一六・二六八)⁽¹⁸⁾。付け加えるなら、大政翼賛更生実行計画は経済更生運動の「完遂」の上にあるという位置づけが村報を通じて発せられたことを指摘したい。これは経済更生運動の「成功体験」の上に大政翼賛更生計画が位置づけることで、村民の翼賛体制及び「翼賛行政」に対する協力を引き出す狙いがあったものと思われる。

二、「翼賛行政」の広報として

次に登場するのが大政翼賛会推進員の任命に関する記事である。村報は推進員について「大政翼賛運動をして、円滑に遂行せしむる」ことを目的

としており、「自己を錬成し実践、躬行、自から垂範せられんことを切望する」とした⁽¹⁹⁾。

一九四三年には「大政翼賛実行計画大要」と題する記事が掲載され、「私共の田畑は直に国家の重要兵站部であることを考へる時我々の一挙一動は前線の戦闘力を左右し得るものなることを以て国民は益々一致団結し戦場精神の昂揚に生産増強の決行に戦争生活実践の徹底に一路邁進せねばならぬ」とされた。次に各部の担当事項が改めて周知されるとともに米穀等の食糧増産目標、貯蓄額目標が発表された⁽²⁰⁾。

一九四四年の「大政翼賛実行計画大要」では序言で「深刻な一大決戦の時にあつて最も重大な生産力の拡充もまた戦ふ国民の生活の安定する為の食糧の確保も、更に敵が狙ふ、我が本土空襲に備へての国土防衛の強化にしても、つまるところ如何に人を適切に配置するかによつて其の成否を決せられるもの」であり、「応召者の気持ちであたへられた職域の配置について、戦争遂行に役立つ様邁進致そうではありませんか」とされた⁽²¹⁾。緊迫する戦争の状況と本土空襲が視野に入っている点が一九四四年の戦争の状況を端的に示している。注目すべきは組織編成の変更である。五部体制から総務部、經濟部、文化部の三部に組織が再編されたことが確認できる(表2)。「教化部と厚生部が統合されて文化部に一本化され、総務部の分担内容が明らかに膨らんでいる」点を踏まえて「総務部が自ら統制を強める組織に改編された」と評価している(小林二〇一六・二七〇)。こうした組織再編の理由は村報に書かれていないので不明だが、背景には戦局の悪化があったものと思われる。「翼賛行政」は戦争を支える取り組みとして展開していたが、戦局が悪化すればその取り組みは困難になるという矛盾を抱えていた。

村報に登場する「翼賛行政」の情報は主に推進員や部会の役割など組織に関するものであった。後述するようにヒマ栽培のような「翼賛行政」の具体的な取り組みも登場していることから、当時の村民に対する一定程度の広報の役割は果たしたと言えよう。一方で、村報には部落常会での徹底事項や、戦死者に関する情報など他の多くの情報も列挙されていた。一九四五年になると大政翼賛会の組織に関する情報を載せていた号外は無くなり、翼賛壮年団による特攻隊を賛美する記

表2:1944年の大政翼賛会部制

部名	総務部	経済部	文化部
役割	部落会隣組に関する件、警防に関する件、軍事援護に関する件、兵事に関する件、国民徴用に関する件、国民貯蓄に関する件、方面事業に関する件	食糧その他の主要農産物の生産計画実施に関する件、生活必需費物資並に生産用資材の配給に関する件、労力調整農業協同化に関する件、農地開発並に調整に関する件、農林導其の他農業土木に関する件、農業保険に関する件	敬神崇祖に関する件、国民精神の練成昂揚に関する事項、大政翼賛運動に関する件、中堅人物の養成及調育に関する件、国民体力に関する件、保健衛生に関する件、国民保険組合に関する件、生活改善に関する件等

出典:『木津村報』一月号号外、1944年1月より作成

事や農業関係の栽培方法の情報などが紙面を占めていた⁽²²⁾。村報は翼賛体制において組織編成や大政翼賛更生計画の普及啓発を中心に行っていたのである。

第二章 「翼賛行政」の展開と崩壊

第一節 「翼賛行政」の実相

一九四二年から四三年は「翼賛行政」が最も「活発」だった時期である。それを物語るように発せられた文書数も多い。当該期の「翼賛行政」は初期「翼賛行政」のような組織の整備や呼びかけに加えて村民に対して数字に基づいた戦争協力を求めていく。

一、翼賛壮年団の結成

木津村でも翼賛壮年団が結成された。以下、小林氏の

研究を下敷きに簡単に概要を確認したい。一九四二年二月一日に大政翼賛会京都府支部長から「翼賛壮年団結成準備ニ
関スル件」が発せられ、⁽²³⁾ 次のように通知された。

記

一、翼賛壮年団結成準備委員会設置ノ件

郡支部ノ委員会ハ単ニ郡団ノ結成ノミナラズ郡内町村団ノ結成ニ関シテモ指導連絡上不可欠ノ機関ナルヲ以テ速ニ之
ヲ設クルコト

二、団員数ニ関スル件

単位団ハ其ノ村ノ事情ニ因ルコト勿論ナルモ大体五十名以上（役員を含む）ヲ目標トシ最低ト雖モ三十名ヲ獲得スル
コト

三、会費ニ関スル件

月十銭程度ヲ適當ト認ム

四、宣誓文及宣誓簿ノ件

宣誓文ハ各準備委員会ニ於テ起草セラレ度又宣誓簿ハ将来保存ニ適スルナルベク莊重ナル品ヲ選ブ様セラレ度

五、結成準備完了シ府支部ニ申達ノ書類

(一) 団則一部

(二) 仮役員名簿（所定用紙）

(三) 団員名簿(住所、職業、氏名、年齢記載ノ事)

郡支部ニ在リテハ右書類ガ町村支部ヨリ申達アリ次第逐次速ニ府支部ニ申達セラレ度

この通知から翼賛壮年団の結成はトップダウン式に決められていったことが分かる。翼賛壮年団については既述のように多くの先行研究がある。木津村についても小林氏による検討がなされており、主には農業・食糧事情に関する取り組みをしていたことが明らかとなっている。小林氏は翼賛壮年団の活動について、はっきりしたことは分からないとした上で、「推進員と顕著な違いを読み取ることは難しい。ただ、団長が『木津村報』の発行や経済更生運動の主導者だった井上正一であることから、より行動的な性質を持つていたのではないかと推測は可能である」との見方を示している。また、構成員が召集された事実を指摘した上で「総力戦体制の推進力としての翼賛壮年団の活動を、戦争そのものが阻害していくという自己矛盾」に陥ったと指摘している(小林二〇一六：二四九―二五二)。

二、「優良町村視察」考

翼賛壮年団が始動する一方で、大政翼賛会木津村支部も本格的な取り組みを開始していく。ここで注目したいのが「優良町村視察」である。これは一九四二年三月一五日から一九日の日程で四国の市町村を視察したものであり、視察報告書が残されている。報告書によると視察には府と府内の合計9つの町村が参加した⁽²⁴⁾。視察対象となったのは①香川県綾歌郡山田村(現在の香川県綾歌郡綾歌町)、②徳島県三好郡池田町内会(現在の徳島県三好市)、③愛媛県伊予郡南山崎村字長崎谷部落(現在の愛媛県伊予市)であった。それぞれの町村で村長、部落長らと会談してその取り組みを聞き取り、次

のように報告されている。

①の山田村は「内外共ニヨリ整備シ特ニ青年教育ニ力ヲ注ク処ナリ村吏員並ニ村幹部ノ永年勤続ニヨリ其ノ実ヲ挙クル処多シ」。②の池田町は「常会場ニ神棚ヲ設ケ神前ニ皇民票ニ氏名ヲ自書シ当日ノ常会ヲ有意義ナラシムル様奨メ貯蓄ノ奨励、貯蓄高目標当達」した。③の長崎谷部落については「負債ノ増加 賃金ノ低下等ノ不良ノ底ニ落ツ」中で、「吉澤部落会長ノ奮起 青年団長以来二十五ヶ年間部落民ニ接セルヲ以テ部落再興ノ志ヲ立ツ耕地ノ増大、山林開墾十八町歩一戸当八反歩ヲ開畑セシメ ミカン、ビワヲ栽培ス勤労ヲ励行率先シ部落民ノ啓発」に努めた。③の長谷部落の事例は農業の多角経営による生活再建を目指した農村経済更生運動の動きと合致している（平賀二〇〇一）。

では、これらの取り組みを視察した大政翼賛会木津村支部は、そのノウハウを自分たちの「翼賛行政」に反映させ得たのだろうか。実際に参加した役場職員の反応は冷ややかなものだった。報告書の最後には「此ノ三人ノ部落民指導ハ尋常ニテハ出来得サル処ナリ」と書き込まれている。各部落の事例はあくまでも優秀な指導者が無くして成立しない取り組みだったのであり、木津村側がですぐに取り入れられる内容ではなかったのである。戦時下においても村の経営をめぐるべき理想とそれとは程遠い現実の間に佇むほかない行政当局者の本音が垣間見られる一文である。

三、大詔奉戴日の実践事項

木津村役場文書には毎月大政翼賛会京都府支部から発せられた「大詔奉戴日実施方策ニ関スル件」が収められている。大詔奉戴日とは、従前の興亜奉公日に代わって一九四二年一月から実施されたものであり、月ごとに「実践事項」が設定されていた。

表3は木津村役場文書の中で確認できる大詔奉戴日の実践事項をまとめたものである。第一に指摘すべきは実践事項を

表3:大詔奉戴日の実践事項一覧

年	月	実践事項
1942年	5月	<ul style="list-style-type: none"> ・大詔に関する講話の放送 ・国民防空の強化 ・地方選挙における翼賛選挙の貫徹 ・健民運動の徹底 ・実践事項の解説放送
	6月	<ul style="list-style-type: none"> ・大詔に関する講話の放送 ・国策輸送力の確保徹底 ・実践事項の解説放送
	7月	<ul style="list-style-type: none"> ・230億貯蓄総進軍の日
	8月	<ul style="list-style-type: none"> ・一斉ラジオ体操(都市における実践事項) ・一斉草刈運動(農村における実践事項)
	9月	<ul style="list-style-type: none"> ・大詔に関する講話の放送 ・国民貯蓄組合の拡充強化 ・国民貯蓄組合の結成・加入の徹底、部落会・町内会常会での貯蓄呼びかけ
	11月	<ul style="list-style-type: none"> ・大詔に関する講話 ・「もつたいない」を生活実践へ ・実践事項の解説放送
	12月	<ul style="list-style-type: none"> ・「大詔奉戴一周年記念講話」の放送 ・一般行事を厳粛に行うこと ・大詔換発貯蓄の徹底、国民貯蓄組合への加入、「五十億貯蓄」の達成 ・実践事項の解説放送
1943年	2月	<ul style="list-style-type: none"> ・玄米食の励行 ・堆肥のための冬草刈の実行 ・実践事項の解説放送
	3月	<ul style="list-style-type: none"> ・230億貯蓄と4千万石供米の実現 ・実践事項の解説放送
	4月	<ul style="list-style-type: none"> ・防空資材の調達 ・蓖麻種子の配付状況の確認 ・実践事項の解説放送
	5月	<ul style="list-style-type: none"> ・空地を利用した蓖麻栽培 ・貯蓄の新目標の設定 ・実践事項の解説放送
1944年	3月	<ul style="list-style-type: none"> ・防空準備

出典:木津村役場文書 20『昭和十七年 大政翼賛』、木津村役場文書 212『昭和十八年 大政翼賛』

解説する「講話」がラジオ放送されたことである。これは先述のラジオ調査とも関連している。メディアを通じて「翼賛行政」の重要な要素である実践事項が広く知らされたのである。第二に指摘すべきは内容の中には生活に関わる項目が多く含まれていることである。例を挙げるなら貯蓄の呼びかけ、戦時下の生活習慣の見直しなどである。これは前述の協力への呼びかけの延長に位置づけられる。また、後述する草刈運動やヒマ栽培などに関する項目も確認

できる。大詔奉戴日の実践事項を通して、「翼賛行政」はラジオ戦時下の国民に戦争協力のための具体的取り組みを浸透させていったのである。見逃せないのが毎月設定されていた部落常会の「徹底事項」との関連性である。例えば一九四二年六月の部落常会の「徹底事項」では「家庭防空の強化」が挙げられており、⁽²⁵⁾これは五月の実践事項と共通している内容である。戦争協力に係る事項が部落常会などの回路を通じて村民に知らされたことを指摘しておく。

四、女性団体の整備

地域における女性団体の結成を主導したのは大政翼賛会であった。一九四二年六月四日の大政翼賛会木津村支部長名で大日本婦人会木津村支部結成委員に宛てられた文書では「婦人会結成準備員会開催ノ件」と題して「今般各種団体ヲ整理統合ノ一トシテ大日本婦人会ガ中央ニ於テ成立シ之ニ進從シ府郡町村ハ各支部ヲ設立シ之ガ結成ニ就キ特ニ貴職ヲ準備委員ニ依嘱シ成立スル様ノ指示之有候条明六月五日午後一時ヨリ木津村役場ニ於テ準備員会開催」の旨が記されている。⁽²⁶⁾ 役員を経歴を見ると支部長に就任した人物は僧侶の妻であり国防婦人会と愛国婦人会の会長を兼務していたとある。⁽²⁷⁾ 国防婦人会と愛国婦人会は系統が異なる組織であり一般的に国防婦人会は陸軍系とされるのに対し、愛国婦人会は内務省系とされているが（藤井一九八五・五八）、村レベルでは有力な婦人が兼務することもあったようである。なお、大日本婦人会木津村支部は女性の参加が確認できる唯一の組織である。先行研究では大政翼賛会の意思決定組織に女性が参与していたことを指摘しているものがあることは先に述べたが、女性の戦争への協力は「翼賛行政」が主導しており、農村での女性の「政治参加」は翼賛体制下において極めて限定されていたことがわかる。

五、産業組合の役割

表4:木津村産業組合作成 更生貯金・永安貯金目標額

六月二十七日現在一月以降預入額(円)

集落名	更生貯金受入額	本年度目標額	受入/目標(%)	永安貯金受入額	本年度目標額	受入/目標(%)
下和田	120	1,600	7.5%	6,533	17,600	37.1%
上野	350	1,900	18.4%	4,095	20,900	19.6%
俵野	375	1,200	31.3%	7,061	13,200	53.5%
溝野	76	500	15.2%	1,125	5,500	20.5%
温泉	130	500	26.0%	147	5,500	2.7%
奥	308	1,300	23.7%	5,032	14,300	35.2%
岡田	238	1,100	21.6%	2,124	12,100	17.6%
中立	325	1,200	27.1%	2,191	13,200	16.6%
日和田	114	700	16.3%	423	7,700	5.5%
合計	2,036	10,000	20.4%	28,731	110,000	26.1%

※「更生貯金受入額」の合計について、史料上では2,304と表記されているが本表では計算上正しい数を記載している。

※元の史料には受入/目標の欄はないが比較のために挿入した。

出典:木津村役場文書 207『昭和十七年 大政翼賛』

「翼賛行政」は数々の組織を整備したが、自前の組織だけで事業を展開することは不可能であった。一九四二年の『大政翼賛』の簿冊には木津産業組合が発した文書が綴られている。これによると、「日支事変当時ノ一日ノ戦費ガ約千八百万円、今日大東亜戦争ニ拡大シテカラ約三倍ノ供用ガ必要ダト聞イテイマス国債消化二百七十億円、生産拡充ニ六十億円我々ハ国策順応ノタメ一ケ年間ニ二百三十億円ノ貯蓄ヲシナケレバナライナイ京都府ノ割当額ハ七億円 木津村ノ本年ノ貯蓄増加目標額ガ十五万円、コレダケノ額ハ是非共村民努力デ達成シナケレバナライ」として、表4を提示して村民に目標達成を呼びかけている。⁽²⁸⁾貯蓄の呼びかけは大詔奉戴日でも呼びかけられていたことは確認したが、産業組合側では更生貯金と永安貯金という二つの種類の貯金が呼びかけられていた。翼賛体制論で指摘されているのが公債や貯蓄の強制的な割当や、貯蓄組合の急増である(須崎一九八二・二二二)。重要なのは恐らく強制性を伴っていたこうした貯蓄への呼びかけに産業組合がノルマの設定などを行っていた点である。農民生活の安定に寄与する組織が翼賛体制では生活を切り崩して戦争を遂行させる組織として活動していたのである。大政翼賛会によって一元的に支配されるようになったと考えられてきた戦

時下の地域社会の実態は、従来の組織ネットワークが現存しながら戦時下の動員・収奪を行っていたことを確認したい。

六、「草刈運動」

「翼賛行政」は推進員や壮年団といった組織を整備したが、先に見たように現実的に戦時下での動員を進めるには既存の組織に依存しなければならない点も少なくなかった。

そうした「翼賛行政」の実態が明らかとなっているのが一九四二年に発せられた「全国「一斉草刈運動」実践要項」である。要旨は「国内ノ未利用資源ニ依ル飼料肥料ノ増産確保ハ亦刻下ノ緊要事ナルヲ以テ大詔奉戴ノ佳日ニ当リ健民勤勞報國ノ精神ヲ基調トスル全国農山村民ノ一斉草刈運動ヲ早期ヨリ行ヒ併セテ政府ノ予テ提唱セル飼料及肥料ノ自給増産運動ヲ側面ヨリ支援スルモノトス」というものであった。「全国農山村並都市農業地区ノ部落会（部落団体ヲ含ム）学校生徒児童、青少年団、婦人会、農業増産報國推進隊等ノ団体」が参加対象で、それまでの草刈りとは異なり「山野、河川敷内、堤防道路、鉄道線路外等ノ草ヲ刈取り絶対量ノ増産ヲ図ルコト」を目指していた。こうして発生した刈草を飼料や堆肥に活用することが推奨された。「当日得タル飼料肥料ノ価格ヲ算定シテ其ノ金額ハ之ヲ貯金スルコト」までが指示されるなど貯金の呼びかけも抜け目なくなされた。農村の時間と労働力を費やして減肥を実現しながら生産力を向上させることを目標としつつ、肥料を買わずに済んだことで節約した資金を「貯金」に回すことで戦費への補填を図ろうとしていたのである。参加組織として挙げられているのは部落会はじめ青少年団、婦人会、農業増産報國推進隊などの既存団体である。「翼賛行政」はこういった既存組織の労働力に依存して取り組みを進めていたのである。

七、生活統制

一九四三年に入ると戦局が悪化したことにより、「翼賛行政」は更なる動員を地域に対し要請していく。第一に挙げられるのが生活に対する更なる統制である。代表的なものが「戦争生活実践あるもので「間に合せ」運動」である。⁽²⁹⁾内容は「本年の本格的な決戦また決戦を戦つて勝ち抜くためには莫大な物が必要であり、「この際戦争に必要な物の生産に集中し、その他の物の生産や消費は極力抑制し、戦ふ生活を戦ひ抜き、戦争生活の実践に徹底しなければならぬ」ことから、「出来る限りあるもので「間に合せ」ることに創意と工夫を凝らし生活物資の消費を合理化して節約をなし以て軍需品の生産を強めて、戦力を増強しこの決戦に備へんとするものであ」った。具体的な実践事項としては衣類・家具の新調見送り、買い溜めなどをしないよう呼び掛けていた。

日常の生活を規制してきたことは、一九四一年でも行われていたが、生活水準を引き下げる日常生活の破壊こそ一九四三年以降の「翼賛行政」の特徴であった。

八、リーフレット・印刷物の配付

積極的に行われたのがリーフレット・印刷物の配布である。一九四三年に配布された「必勝貯蓄運動に就て」というリーフレットの内容は次のようなものであった。⁽³⁰⁾「貯蓄なくして戦勝は考へられないのであります」、「ガソリンがなくなつたら敵をめぐって体あたりをも敢行し、勝つ迄は斃れても熄まないといふのが日本人の気魄で」あり、「その日本人が未だかつて戦敗国たるの苦杯を味はつたことなく、この大戦の下に砲撃すら聞くこともないこの国土に安住しているとは云

へ、皇国の興廢を賭して戦っている今日、戦力増強とは切つても切れないつながらのある貯蓄のため、モットモット真剣になれない筈は」ない、米英は「平時から貯蓄心の旺盛な国民でありますから、決して油断が出来ません」、「必勝を指すわれらは大戦第二年目への発足として蹶然奮ひ立ち、何んとしても二三〇億円貯蓄必成のため今一息、真剣に頑張り抜かうではありませんか」。戦費二三〇億円の内訳は公債資金一七〇億円、産業資金六〇億円とされた。このように一九四三年段階になると米英を「油断が出来」ないと述べるなど敵国の実力を認めるような記述も見られた。

この他に印刷物として配布されたのは「玄米食の実施について」と題するものである⁽³¹⁾。内容は文字通り玄米食を奨励することで「外米の依存から脱却」することを目的としており、「玄米食の普及は既に国策として決定をみたのである」と断言してその食べ方についても細かに記載されている。

以上、「翼賛行政」が取り組んだ主な事業を見てきた。次に「翼賛行政」が力を入れていたヒマ栽培事業について見ていきたい。

第二節 ヒマ栽培事業

一、ヒマ栽培事業の目的

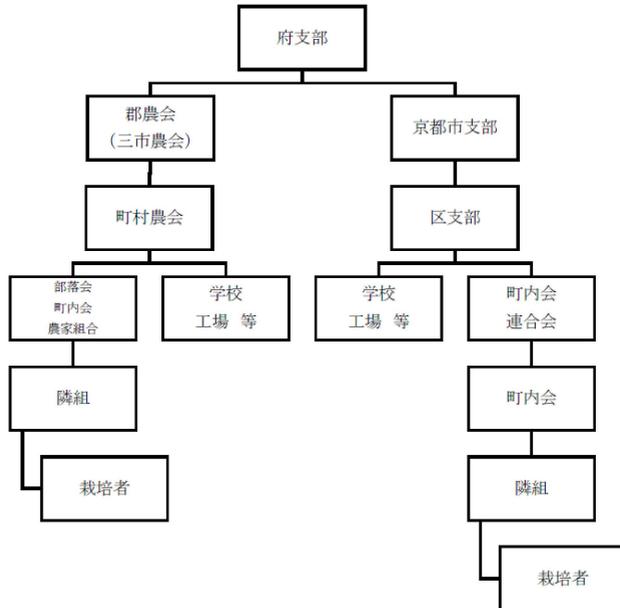
一九四二年から四三年までの木津村役場の大政翼賛会関係文書を見ると、頻繁に登場するのがヒマ（蓖麻）栽培に関する内容である。従来の研究でも言及されることはあったが、具体的な検討がなされてきた訳ではない（木坂一九七六…三二三）⁽³²⁾。これから明らかにするようにヒマ栽培は「翼賛行政」の重要課題であった。

まずはヒマ栽培がなぜ「翼賛行政」の重要課題となつたかについて簡単に述べたい。ヒマはトウゴマとも呼ばれるトウダイグサ科の作物であり、原産地は熱帯アフリカとされている。ヒマから抽出されるひまし油は医薬品や化粧品としても活用されてきた他、航空機の潤滑油としても活用されてきた。⁽³³⁾ 大政翼賛会はこのひまし油を増産することで戦時下における航空機の潤滑油の需要に応じようとしたのである。ひまし油が潤滑油として活用できるのは戦前から知られており⁽³⁴⁾、蓖麻栽培に関する書籍や雑誌での特集も組まれるなど関心を高めようとする動きもあつた。⁽³⁵⁾

二、ヒマ栽培事業の展開

ヒマ栽培に関する通知として最初期に確認できるのが一九四二年二月に大政翼賛会京都府支部長から発せられた「ヒマ栽培献納運動展開ニ関スル件」である。⁽³⁶⁾ 通知の内容は次のようなものであ

図1 京都府下種子配付系統案



出典:木津村役場文書 207『昭和十七年 大政翼賛』より作成

った。

「大東亜戦争下ニ於ケル国民愛国運動ノ一トシテ戦時下必須ノ国防資源タル航空機洗車用潤滑油ノ原子種ヒマ（蓖麻）ノ栽培献納運動ヲ本会及帝国農会、帝国在郷軍人会ノ主催ヲ以テ展開」することとなり、「本府下ニ於ケル右運動ノ実施方策ニ関シ本月十八日京都市公会堂ニ本支部、京都府農会、帝国在郷軍人会京都、福知山両支部共同主催ノ協議会ヲ開催各系統下部組織ノ郡市区単位代表者ノ出席ヲ求メ別紙ノ通り種子配付系統、同郡市割当等ヲ決定」した。蓖麻栽培は「播種、栽培、收穫マデ約九ヶ月ニ亘ル長期ノ愛国運動ナルヲ以テ是ガ目的達成ニ就テハ大政翼賛会ガ中心タルノ立場ニ於テ共催関係タル農会、在郷軍人会ト常時緊密ナル協調連絡ヲ保持シテ遂行ニ齟齬無キヲ期スルハ勿論推進員、壮年団ニモ積極的ニ協力セシメ是非其他府県ニ範タルノ成果ヲ挙げ赫々タル皇軍ノ大戦果ニ応フル銃後奉公ノ実ヲ挙げラレ度」と。

ここから分かるように、一九四二年時点においてヒマ栽培は帝国農会と帝国在郷軍人会が主催して取り組む事業であった。文書にある「種子配付系統」とは図1に示したものである。市と町村とは配付系統に違いがあり、町村の場合は農会を経て部落会・町内会・農家組合をとおして隣組、栽培者へと種子が配付されていた。表5は京都府下におけるヒマ栽培の割当表である。農家、学校ごとにノルマが設定された上で「農家、国民学校及男女中等学校ノミノ栽培ヲ予期シタルモノニアラザルヲ以テ郡内ニ於テ適當ナル割当ヲ樹立セラレンコトヲ望ム」と注意書きされているように、目標数達成のために更なる協力を求めることも想定されていた。

表5:京都市ヒマ栽培割当表

郡市名	農戸数	国民学校	男女中等学校	割当本数	% (割当数)
京都	6,426	140	26	26,044	8.5%
愛宕	1,134	10	-	4,556	1.5%
葛野	85	2	-	344	0.1%
乙訓	2,591	9	1	10,384	3.4%
宇治	418	3	-	1,678	0.5%
久世	2,829	10	-	11,336	3.7%
綴喜	4,250	14	-	17,028	5.6%
相良	6,220	17	1	24,924	8.2%
南桑田	4,895	18	2	19,628	6.4%
北桑田	3,145	16	-	12,612	4.1%
船井	7,292	22	3	29,626	9.7%
何鹿	6,795	14	3	27,230	8.9%
天田(福知山)	7,823	23	4	31,346	10.3%
加佐(舞鶴、東舞鶴)	7,147	21	4	28,646	9.4%
与謝	6,102	25	4	24,466	8.0%
中	2,544	13	2	10,206	3.3%
竹野	3,854	18	-	15,452	5.1%
熊野	2,477	8	1	9,934	3.3%

昭和十四年ニ於ケル農戸数調査ニ依ル

- 一、農家一戸ニ対シ四本
- 二、農学校、蚕業学校ニ対シ一校一〇本
- 三、国民学校一校ニ対シ二本
- 四、農学校、蚕業学校以外ノ男女中等学校各一校ニ対シ二本

中央ニテ割当ラレタル数三〇〇、一〇〇本五、三四〇本割当

右ノ如ク大体ノ割当ヲ為シタルモ農家、国民学校及男女中等学校ノミニ栽培ヲ予期シタルモノニアラザルヲ以テ郡内ニ於テ適当ナル割当ヲ樹立セラレンコトヲ望ム

※割当数は元の史料には記載されていないが比較のため挿入した。

出典:木津村役場文書 207『昭和十七年 大政翼賛』

「大政翼賛」の簿冊には「苧麻の栽培に就いて」という写真付きの用紙も綴じられている。多くの村民にとつてヒマ栽培は馴染みのないことであり、解説が必要な内容だったためにこういった用紙が必要だったのだろう。

部落会の「徹底事項」でもヒマ栽培が登場している。三月の「徹底事項」として挙げられている「苧麻ノ栽培献納」という項目では「苧麻ハ航空機用潤滑油原料ニシテ重要ナル国防資源」であることから「国民ノ愛国心ニ訴ヘ凡ユル空地ヲ利用シ」て栽培することが必要である、「今回大政翼賛会、帝国農会共同主催ニテ全国的ニ苧麻栽

培運動ヲ展開シツツアルニツキ、右運動ノ趣旨徹底ヲ図ルト共ニ左ノ実施方法ニヨリ之ガ実践ニ当ラシム」とした上で、「播種用種子ハ大政翼賛会ヨリ府県支部ヲ通ジテ市町村支部ヲ経テ部落会、町内会、隣組ヨリ各栽培者マデ配付シソノ他ノ学校、会社、工場等ノ団体裁培者ニ対シテハ市町村支部ヨリ其ノ区域ニ在ルモノニ対シ配付スル」、「栽培指導ニハ帝国農会トソノ系統機関ニ於テ之ニ当ル」、「收穫種子ノ収集、集荷ニツイテハ帝国在郷軍人会分会ガ中心トナリ之ニ当ル」、「協力各団体ハ栽培ノ督励、援助、地域内集荷ノ協力ニ当ル」ことなどが定められた⁽³⁷⁾。二月の「ヒマ栽培献納運動展開ニ関スル件」では帝国農会と在郷軍人会が主催だったが、ここでは大政翼賛会と帝国農会の共同主催に変更され、在郷軍会は収集と集荷を担当する位置づけとなっている。大政翼賛会が主体的に事業に関わるように内容が変更されたのである。理由は判然としないが、この事実は「翼賛行政」の主要課題としてヒマ栽培が位置づけられたことを示している。

ここで指摘すべきは「翼賛行政」の中でヒマ栽培は重要事業であり、その実施には帝国農会や在郷軍人会といった既存組織の協力が必要であったことである。次にヒマ栽培事業の実態について見ていきたい。

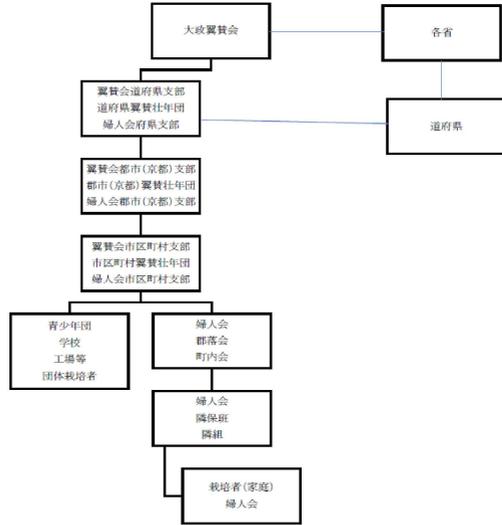
三、ヒマ栽培事業の実態

一九四三年に入ってもヒマ栽培は奨励されていた。「昭和十八年度 苧麻栽培献納運動実施要綱」を見ると、栽培事業の主催は大政翼賛会であり、協力を帝国農会、大日本翼賛壮年団、大日本青少年団、大日本婦人会、後援に企画院、情報局、内務省、陸軍省、海軍省、文部省、農林省、商工省、逓信省、鉄道省が名を連ねている⁽³⁸⁾。対象地域は北海道を除く全土とされた。趣旨は「航空機潤滑油等、潤滑油ノ需要ハ激増シツツアルヲ以テ之ガ供給増加ニ資スル為苧麻ノ飛躍的増産ニカムルノ要アリ」、「昭和十八年度ニ於テハ関係官庁及関係団体協力ノ上空閑地等ヲ利用シ苧麻子増産ニ対スル国民ノ

熱意ヲ一層喚起」することが定められていた。配付・収集系統図が図2である。大政翼賛会をとおして隣保レベルで配付されるものであった。一九四二年段階とは異なり収集まで図式化されている。具体的な割当本数も書かれており、「農家ニ対シテハ各戸最低十本」、「農家以外ノ家庭ニ対シテハ総戸数十分ノ二ニ対シ各戸最低三本」、「農業学校、農民道場ニ対

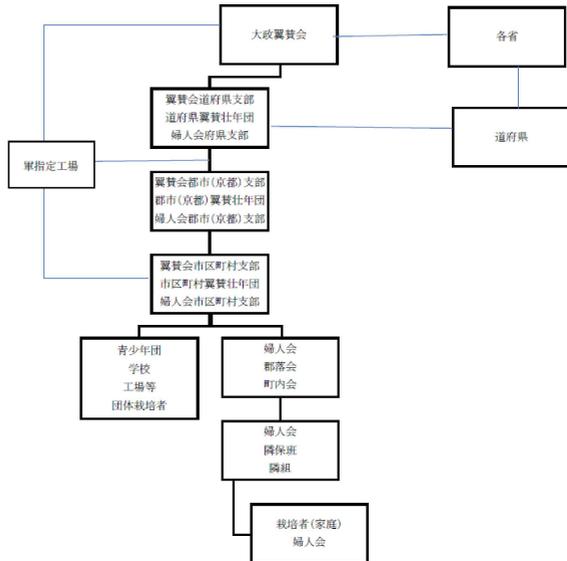
図2: 蓖麻種子の配付・収集系統図

図2—1: 蓖麻種子の配付系統図



出典: 木津村役場文書 212『昭和十八年 大政翼賛』

図2—2: 蓖麻種子の収集系統図



出典: 木津村役場文書 212『昭和十八年 大政翼賛』

表6:各部落蓖麻栽培目標値

部落名	割当株数	本年度割当量(kg)	昨年度供出量(kg)	前年度比
奥	422	28	10	280%
岡田	303	20	6	333%
中館	323	21	12	175%
下和田	322	21	3	700%
上野	369	24	10	240%
俵野	330	22	3	733%
溝野	130	8	3	267%
日和田	216	14	3	467%
温泉	51	3	1	300%
合計	2,466	161	51	316%

※量の単位は元の史料では貫匁標記だったがキログラム標記に変換している

※前年度比は元の史料には存在しないが比較のため挿入した。

出典:『木津村報』第131号、1943年6月。

シテハ各校最低五十本」、「国民学校ニ対シテハ総校数ノ十分ノ八ニ対シ各校最低十五本」、「青少年団ニ対シテハ総団数ノ十分ノ八ニ対シ、団庭以外ノ空閑地ニ各单位団五十本」、「中等学校ニ対シテハ総校数ノ十分ノ六ニ対シ各校十五本」、「工場ニ対シテハ総工場数ノ百分ノ十四ニ対シ各工場十本」とされた。

村報では各部落ごとのヒマの株数割当と目標数量が明記されている(表6)⁽³⁹⁾。これを見ると下和田、俵野集落は前年度比七倍以上の供出量が課せられている。他の部落もおおむねに倍から三倍の高い目標値が定められていた。村報は「緊迫した決戦下に於ては絶えず荒鷲に油を補給せねばならぬ」ことから、「今年はず年よりも更に多く栽培し一尺の空閑地も利用して次の割当以上供出したいと思ふ」としており、更に多くのヒマ栽培を求めた。

これを裏付けるように四月の部落会における「徹底事項」では、主要テーマとしてヒマ栽培が挙げられており「今年の収穫目標は五千疋で昨年の五倍です」とする目標が決められ種子の配付、撒き方、栽培場所(なるべく日当たりのいい乾燥した土地がよく連作障害を防ぐために同じ場所に植えないようにとされた)、肥料のやり方までが共有されていた。先に示した大詔奉戴日の実践事項にも一九四三年四月の実践事項の中にヒマ栽培に関する項目が確認できる。ヒ

表7:ヒマ栽培状況調

部落名	第1隣保		第2隣保		第3隣保		第4隣保		第5隣保		第6隣保		合計	
	戸数	本数	戸数	本数	戸数	本数	戸数	本数	戸数	本数	戸数	本数	戸数	本数
奥	12	96	10	58	10	100	18	86					50	340
岡田	8	51	8	55	7	66	8	72					31	244
中館	11	86	9	73	15	52	11	36					46	247
下和田	9	53	7	51	8	82	8	51					32	237
上野	5	29	9	40	8	55	9	36	9	72	13	122	53	354
俵野	7	97	12	101	8	68							27	266
溝野	7	66	7	73									14	139
日和田	21	180											21	180
温泉区	14	74											14	74
総計	94	732	62	451	56	423	54	281	9	72	13	122	288	2081

出典:木津村役場文書 212『昭和十八年 大政翼賛』

マ栽培は一九四三年の「翼賛行政」の主要事業として展開されていた。

しかし、こうした過大なノルマの実現は困難だったようである。一九四三年における各部落の「ヒマ栽培状況調」を表した表7を見ておきたい。

六月に設定された各部落の目標割当株数に対し、八月時点での栽培状況調査を見るとノルマに到達している部落は溝野と温泉の二部落のみである。

なお、参照している史料が村報と村役場文書という形態の異なる媒体であることは注意しなければならない。具体的には、ヒマを数える単位が村報は「株数」であるのに対して村役場文書の方は「本数」となっていることから、正確な比較が困難であるという点に問題がある。しかし、下和田部落のように目標とされた数値と実際の数値の間に一〇〇近くの差がある部落があることを見ると、少なくともヒマ栽培が「翼賛行政」の思惑通り順調に進んでいたとは言えない状況であったと考えるよよいであろう⁽⁴⁰⁾。

四、ヒマ栽培事業の顛末

一九四四年は戦局の更なる悪化によって「翼賛行政」自体の展開も困難なものになっていった。大政翼賛会京都府支部が発行した「昭和十九年度「ヒマ栽培報国運動」実施要綱」では「熾烈ナル航空決戦ノ連続スル現下

ノ戦争段階ニ入り、航空機用潤滑油ノ需要ハ益々激増ノ一途」をたどっており、かつ、「蓖麻栽培運動」ノ重要性ハ愈々加重サルルノ現状ニア」ることから、「空闲地、荒地等ヲ利用シテ蓖麻ノ大增産ヲ図リ、ソノ收穫種子ハ軍部ニ供出シ戦力ノ増強ニ資スルタメ飽クマデ国民ノ愛国心ニ訴ヘテ蓖麻栽培ノ熱意ヲ一段ト昂揚シ一大報国運動ト」することが目指された。京都府全体の目標の收穫種子数量は九〇トンとされた⁽⁴¹⁾。加えて町内会、部落会が空地等での植え付けを行うことや、農家一戸当たり最低一五本のノルマが課せられ、この他にも農家以外の家庭や農業学校、国民学校等にもノルマが課せられていた⁽⁴²⁾。なお、一九四二年の大政翼賛会京都府支部「京都府蓖麻栽培割当表」では農家一戸当たり四本と定められていたので、本数が三倍以上に増加していることが分かる⁽⁴³⁾。

大政翼賛会京都府支部から発行された「ヒマ栽培報国運動の趣旨並に栽培の要領」ではヒマシ油が航空機や戦艦だけでなく「国内の重要産業機械を動かす」ためにも重要なものであるとされた上で、一九四四年の目標が昨年と比べて二倍となったこと、配付は隣組や大政翼賛会地方支部によって行われることなどが定められた。収集は婦人会が行い、集荷された種子は翼賛壮年団の「責任」によって軍指定工場に送付される手筈となっていた。この他に土地の選定、施肥、收穫・脱穀の方法が明記されていた⁽⁴⁴⁾。

ここで重要な史料として、大政翼賛会竹野郡・熊野郡支部共同事務長代理部員名で五月二九日に木津支部事務長宛に発せられた「「ヒマ」種子増産ニ就テ」という文書を見ておきたい⁽⁴⁵⁾。文書では蓖麻増産の必要性が説かれ「御承知ノ通り我が大政翼賛会ニ於キマシテハ一昨年以来軍ノ要請ニ応ヘテ「ヒマ」ノ栽培献納運動ヲ展開」してきたと前置きした。続けて「各位ノ格別ナル御協力ニ因リ昨年度ニ於キマシテハ一昨年ニ比シ其ノ收穫高ハ非常ナ好成绩ヲ収メマシタガ」、「刻下ノ重大時局ニ伴ヒ飛躍的大増産ノ必要ガ生ジ」たことから、京都府支部では「周知ノ通り農家一戸当リ十五本非農家一戸当リ四本以上ノ「ヒマ」ヲ栽培シ且ツ一本当リ最小限度一合以上ノ種子ヲ收穫シテ献納スル様通達サレタノデ有リマス（一戸当リ平均二升程度ノ目標ガ望マシイ）ガ一部ニハ未ダ各自ノ責任收穫目標高ヲ承知シテ居ラヌ向ガ有ルヤニ承リマシテ

洵ニ遺憾ニ存ズル次第デアリマス」とした。その上で部落会、町内会、婦人会などを通じてノルマの周知を徹底するよう呼びかけた。

一九四四年段階になってもヒマ栽培のノルマを把握していない「向」が存在していたことは、「翼賛行政」がいかにヒマ栽培に注力してもその取り組みが全員に浸透するには至らなかったことを意味している。ヒマ栽培が戦局にどれほど影響を与えたかは木津村役場文書からはうかがい知れない。「翼賛行政」が部落会だけでなく農会などの組織網に加えて、村報・ラジオなどのメディアなどあらゆる人員・資源を動員して行ったヒマ栽培が十分に浸透していなかった事実は、全てを戦争遂行に注ぎ込む翼賛体制が限界を迎えていたことを意味している。最後に一九四四年の「翼賛行政」の顛末を最後に見ておきたい。

第三節 一九四四年の「翼賛行政」

一九四四年の「翼賛行政」はあらゆる面で限界に達していた。一月一二日付に大政翼賛会竹野郡支部長名で発せられた「第四回京都中隊第二次募集協力方ニ関スル件」は「満蒙開拓青少年義勇軍」を募集するものであった。文書によれば第一次募集では京都府は三百名が「割当」られたにもかかわらず、二二〇名と割当を下回る結果となったとした上で一五〇名の第二次募集を呼びかけていた⁽⁴⁶⁾。戦局が悪化する中でも満蒙移民は呼びかけられ続けていることが確認できる。応募が定員に満たなかった事実は国内からの更なる人的資源の動員が限界を迎えていたことを示している。

三月六日付に大政翼賛会竹野郡熊野郡共同事務長名で発せられた「優良町内会部落会調査方ノ件」では「優秀頭著ナル

成績ヲ挙ゲツアル」町内会、部落会、隣保班の具体的取り組みを紹介するように通知された。その具体的取り組みとは表8のようなものであった。これを見ると細目で最も多いのが戦時生活の徹底であったことが確認できる。一四四年になっても「翼賛行政」の重要な目標である戦時生活の徹底が唱えられ続けていたのである。

七月一日には竹野郡支部長名で「民情省察及下情上通方策実施ニ関スル件」が発せられ、「下情ノ上通を組織的に実施スルコト」が目指された。しかし、具体的内容は示されず「最モ適当ナル方法ヲ講ゼラレ以ツテ目的達成ニ遺憾無キヲ期セラレ度」というような抽象的なものであった⁽⁴⁷⁾。一九四二年、四三年では見られなかった「下情上通」に関する通知が戦局悪化の中で出されたこと、かつ、その具体的方策が示されなかったことは、「翼賛行政」が行き詰まりを見せていた事実の一端を示していると言えよ

表8:優良町村・部落該当項目一覧

項目	細目
国民精神の昂揚	敬神崇祖の祭祀等 教化錬成等
戦時食糧の非常増産	米、麦、雑穀等の増産 土地の改良、空闲地の利用、共同作業等 勤労報国隊の出勤
戦時生活の徹底	配給の円滑、消費の節約等 納税、貯蓄の増強、国債消化等 郷土食の普及 健民厚生 共同福利施設 防空防衛 各種援護事業 資源回収 工場等事業能率の増進 女子勤労挺身隊
常会徹底事項の実践状況	—

出典:木津村役場文書 229「昭和十九年 農業要員・大政翼賛会」

う。

一二月八日には「米英撃攘村民大会」が開催され、「宮城ニ対シ奉リ最敬礼」、「洵国ノ英靈ニ対スル感謝ト皇軍将兵ノ武運長久、特ニレイテ島敵撃攘必勝ノ祈念」と村長の訓示、衆議院議員中村三之丞による講演が開かれた⁽⁴⁸⁾。これは天皇制イデオロギーを動員した戦意高揚イベントと位置付けられる。

おわりに

一、各章まとめ

第一章では大政翼賛会が成立してからの「翼賛体制」の初期展開（主に一九四〇年から四一年頃まで）を明らかにした。大政翼賛会が成立したことによって翼賛体制が確立したと考えられてきたが、実際は大政翼賛会地方支部成立後に組織整備が進んでいった。大政翼賛更生計画は地方支部内に部制を組織して「翼賛行政」を執行することを目指した。計画方針では経済更生運動の経験の上に更生計画が成り立っていることが明言された。また、組織面でも経済更生運動との連続性が確認できることから、「翼賛行政」は経済更生運動と思想的にも深く結び付いていた。初期展開ではラジオ普及調査、戦時への「協力」の呼びかけ、「天皇制イデオロギー」に基づいた生活習慣における「神事」的取り組み実践の呼びかけ等であった。この時期の「翼賛行政」は具体的な組織編成や準備などを中心に展開していた。

第二章では「翼賛行政」の中期・後期にかけての展開を明らかにした。取り組みは多岐に渡ったが、ここで重要なのが「翼賛行政」の事業執行にあたっては既存の地域組織が協力していたことである。例えば、産業組合が貯蓄目標を設定し

たほか、草刈運動に参加したのは青少年団、婦人会、農業増産報国推進隊などの地域組織であった。

「翼賛行政」の主要事業であったのがヒマ栽培であった。これは機械の潤滑油の原料として必要とされたものであり、村報や部落常会の徹底事項、大詔奉戴日の実践事項などで宣伝され、各部落ごとのノルマも設定され、個人に配布されるヒマの数も決められていた。種子の配付や収穫等には翼賛壮年団、農会、婦人会などあらゆる組織が動員された。一方で一九四四年に入ってもヒマ栽培のノルマを知らない「向」があることについて、郡支部が村支部に対して文書で指摘したように、「翼賛行政」の活動が完全に住民に完全に浸透することはなかった。

一九四四年に入ると満蒙开拓少年義勇軍や優良町内会・部落会・隣保班の照会を行った他、「下情上通」を実施するよう通達されたが具体策は乏しかった。組織整備に始まり様々な地域組織を動員して行われた「翼賛行政」は戦局の悪化によって事業の展開自体が覚束なくなっていくたと思われる。

二、翼賛体制再考

木津村役場文書を検討した小林啓治氏は、大政翼賛会の結成は「行政村の組織化の流れ」の頂点であり、「地域のあらゆる人々を一つの組織によって一元的に統制しようとした点で、地域における総力戦体制の確立」であり、「経済更生運動で村が作り上げてきた組織に網をかぶせ、大政翼賛会の支部として包摂したもの」と評価した(小林二〇一六：二二六)。

一方で、中央の政治史を扱う研究では大政翼賛会の脆弱性がかねてから指摘されてきた。結論から言えば、どちらの見解も一面の事実をとらえていると言える。ここからは、本稿の成果を踏まえてより厳密な評価を下していきたい。

第一に大政翼賛会の成立によって行政村の組織化が「頂点」に達したとする見方、あるいは翼賛体制(もしくは日本フ

アシズム体制)の確立として評価する見方について補足しておきたい。この見方に立つと「翼賛行政」の初期展開に見られた組織の整備や、「翼賛行政」の実態が多くの組織に対する依存・協力によって成り立っていたという実像を正確に捉えられないという問題がある⁽⁴⁹⁾。翼賛体制の支配構造は変化・再編されながら展開していったのである。

具体的な組織編成の取り組みとして大日本婦人会結成が挙げられる。これは大政翼賛会が主導して結成されたものであった。大政翼賛会は結成後に新たな組織(推進員、壮年団)などを立ち上げるだけでなく、地域の既存組織の再編する役割も担っていた。一方でヒマ栽培に代表されるように既存組織の協力や後援なくして「翼賛行政」を進めることもできなかった。強力な統合力と他組織に対する依存性が共存していたのが地域における大政翼賛会・翼賛体制の実像であった。今後は部落会だけでなく大政翼賛会地方支部としての行政村が進めた政策の意義と役割をより厳密に検討する必要があることを提起したい。

なお、推進員の選出にあたって女性が排除されていたことは強調しなければならない。女性はあらゆる人々を動員する翼賛体制においても婦人会という別組織に分けられるという差別的待遇を受けていたのである。総動員の中にあっても差別が現存したことは、本来ならあらゆる組織や人を「包摂」すべき翼賛体制における矛盾の表出である。この点を踏まえれば、近年の翼賛体制の中の女性の政治参加の意義を指摘する趙頌氏の見解は一面的なものと言わざるを得ない。大政翼賛会の地方的展開の更なる検討によって厳密な評価がなされることが期待される。

第二に、大政翼賛会の脆弱性を強調する見方についてである。「翼賛行政」の実態が既存の地域組織への依存と協力を得ながら展開していたことは既に明らかにした。また、「翼賛行政」が傾注してきたヒマ栽培についても、戦局が悪化した一九四四年段階においてさえその目標が十分に浸透していなかった点を踏まえれば、その内実は盤石なものではなかったと結論できる。このような前提を踏まえれば、大政翼賛会に基づく翼賛体制の実像もまた脆弱なものに過ぎなかったと

も考えられる。

一方で、翼賛体制論で指摘されてきた収奪性・抑圧性についても見逃すわけにはいかない。様々な名目に基づく貯蓄奨励は、私有財産を戦争遂行のために供出することを意味した。部落ごとに貯蓄の目標額が定められたことで、必然的に部落内で個人個人の貯蓄目標額が割り当てられたことは容易に想像できる。草刈運動のように労働力を動員することも盛んに行われた。こういった論点を踏まえれば、翼賛体制は政治指導力・統合力の欠如という脆弱性と、国民に対する強力な抑圧性・収奪性を兼ね備えながら（むしろ脆弱だったからこそ抑圧性・収奪性を強力に発揮する必要があったとも考えられる）、戦時下の支配体制を確立していったのである。

以上の二つの論点を集約すれば「翼賛行政」から見えてくる翼賛体制の実像とは、統合力・抑圧性・収奪性を発揮した側面と脆弱性・依存性を露呈した側面が共存しながら展開していったという点に尽きる。このように考えると、翼賛体制下における国民に対する抑圧性を強調してきた従来の研究と、大政翼賛会の脆弱性を強調する近年の研究には、実は大きな矛盾がないとも考えられる。もちろん、こうした翼賛体制の二面性を示唆する指摘はかねてから存在していたが（木坂一九七九・三九―四〇）、一つの農村の事例から翼賛体制の両面性が確認できたのは、一つの行政村の史料を読み解いたからこそである。

はじめにで述べた戦時下の体制をどうとらえるかという議論についても、本稿のような翼賛体制を担った最末端の農村における動向を見ることで、その具体性がより浮き彫りになると思われる。本稿をきっかけに議論が整理・活性化されることに期待したい。

三、「翼賛行政」とは何だったのか

「優良町村視察」は経済更生運動の延長線上に位置づけられる取り組みであった。戦時下においても経済更生運動が模範とするような町村が優良事例として紹介されていた事実は、経済更生運動の影響力の大きさを物語っている。大政翼賛更生計画の序文では経済更生運動での成功が強調された。一方で、経済更生運動が持っていた「生活の改善」という目的が「収奪と統制」に置換された点が断絶面である。これらの移行が村側によって「積極的に順応」されることで「翼賛行政」が展開した事実が重要である（小林二〇一六・二六八）。須崎氏は翼賛体制には「国民の自発性をひきだし、強制性とも相まって国民を組織化していった」側面があったことを指摘した（須崎一九八二・二二九）。本稿で取り上げた数々の「協力」に対する呼びかけや、リーフレット・印刷物の配布はこうした自発性を引き出すための工夫であろう⁽⁵⁰⁾。現在でも行政の政策執行には「住民参加」が重視されている。また、経済更生運動も「自力更生」を呼びかけていた点を踏まえれば、国民の自発性によって政策を進めるという考え方は現在に至るまで共通した流れとも言える。「翼賛行政」は戦時下特有の抑圧性・収奪性を有していた側面と、行政史の文脈の中に位置づけられる側面があったと結論できる。

四、本稿の課題

最後に本稿の課題を示したい。第一に「翼賛行政」関連の文書は膨大であり、その内容すべてを分析することはできなかった点である。文書の中には軍刀供出に関する手続きや健民運動など取り上げられていない内容も少なくない。翼賛体制の地域支配のあり方をより深く把握するためにも他の事象について具体的に検討することが必要となる。

第二に、翼賛選挙についてである。文書内には度々翼賛選挙の内容が登場するが、今回は紙幅の都合から割愛せざるを得なかった。これについては、村役場に残された戦前・戦後の選挙の文書を分析して、選挙行政史を描く必要があると考

えている。別稿を期したい。

第三に、一九四五年の大政翼賛会解体期の状況についてである。木津村役場文書には一九四五年の大政翼賛会関係の文書は残されていない。そのため、大政翼賛会が国民義勇隊に統合される過程で大政翼賛会がどのように発展・解消したかの具体的過程と、そこに至るまでの「翼賛行政」の動向については検討できなかった。他の地域の事例も踏まえた検討が必要であろう。

第四に、本稿はあくまで行政側の動きを追っていたのであり、村民の動向については史料等の問題で検討できなかった点である。行政文書を検討した本稿の性格上、行政が対象とした村民の動向については今回踏み込んだ検討ができなかった。

参考に村民の状況を示す史料として在郷軍人会がまとめた「思想状況報告」を確認しておきたい。村民の動向を在郷軍人会が監視していたことがこれらの史料からはうかがい知れる。これによると一九四四年二月分の報告では「流言飛語ノ実相」と題して「流言飛語皆無ニシテ村内ノ動静平常ナリ」と記されている⁽⁵¹⁾。戦局が悪化した段階でも木津村内は「平常」に戦争への協力を進めていたことが分かる。しかし、一九四五年七月になると「本土決戦ノ急迫化伴ヒ農民ノ戦意ハ全般的ニハ愈々高揚サレアルモ一部ニハ敗戦ヲ諦観スルモノアリ」と報告されている⁽⁵²⁾。戦局の末期にはすでに敗戦を悟る見方も確認できたことがうかがえる。翼賛体制が作り上げた村の戦意は、戦争末期には崩れつつあったのである。今後こうした報告資料等を用いた村民の動向について検討を重ねることが重要となってくるだろう。

これら残された課題もあるが紙幅の都合もあり今後の課題としておきたい。

(1) 代表的なものとして雨宮一九九七、山之内二〇一五。

- (2) 翼賛体制の二面性についてはかねてから指摘されてきた。木坂氏は「行政権の肥大化が極限に達し、同時に上からの天皇制の官僚支配の貫徹による画一的な人民支配の体制が成立した」一方で、「権力集中＝国家機構の再編成による支配階級内部の矛盾解決という課題も解決されずにのこされた」と評価している（木坂一九七九：三九―四〇）。本稿は翼賛体制のこうした一面での脆弱性と一面での強権性が地域でも共存しながら展開していたことを明らかにする。
- (3) 以下、木津村の概要については断りの無い限り木津村役場『竹野郡木津村勢概要』（一九三二年）、木津村役場『木津村自治五十年誌』による。
- (4) 地図上の表記では奥部落が確認できないが、これは熊谷・今井・大向周辺地域を総称するものと推察できる。もともと、当時の部落は家が点在していたことから、厳密な規定は難しい。
- (5) 「大政翼賛会郡支市町村支部役員詮衡並ニ内申ニ関スル件」木津村役場文書187『昭和十五年学事・昭和十六年大政翼賛・救護』。
- (6) 「大政翼賛会木津村支部役員内申書」木津村役場文書187『昭和十五年学事・昭和十六年大政翼賛・救護』。
- (7) 木津村の部落会については大字木津を構成する上野、中館、下和田、岡田、日和田、奥、俵野、溝野の計八部落が確認できる。開催日と開会時間は決められており、概ね毎月二五日から二七日の間で、時間は午後七時から九時の間と定められていた。ただし後の村報では九部落とされており（『木津村報』号外一月号、一九四三年一月号）、温泉街を指すと思われる温泉部落でも部落会が開催されるようになったと思われる。
- (8) 「大政翼賛会地方支部推進詮衡ニ関スル件」木津村役場文書187『昭和十五年学事・昭和十六年大政翼賛・救護』。
- (9) 「推進員錬成講習会出席者実費支給ノ件」木津村役場文書187『昭和十五年学事・昭和十六年大政翼賛・救護』。
- (10) 北河・赤沢・由井一九八四：二九―三〇。
- (11) 「輸送力の強化協力に関する件」木津村役場文書187『昭和十五年学事・昭和十六年大政翼賛・救護』。
- (12) 「回覧 時局下 不急の旅はお止め下さい」木津村役場文書187『昭和十五年学事・昭和十六年大政翼賛・救護』。
- (13) 「隣保班ノラヂオ設備ノ有無調査方ノ件」木津村役場文書187『昭和十五年学事・昭和十六年大政翼賛・救護』。

- (14) 同上。なお、多くの文書を綴っている簿冊という史料の状态的に、電灯設備のない部落として視認できるのは奥部落、岡田部落、下和田、上野、俵野の五部落である。一方で電灯設備がある部落は中館部落と温泉部落の二つである。日和田と溝野は確認できないが、文書の綴じ込みの奥に名前があると思われる。
- (15) 「九月ノ興亜奉公日実践事項解説送付ニ関スル件」木津村役場文書187『昭和十五年学事・昭和十六年大政翼賛・救護』。
- (16) 「新穀感謝行事ニ関スル件」木津村役場文書187『昭和十五年学事・昭和十六年大政翼賛・救護』。
- (17) 『木津村報』第一〇九号三月号、一九四一年三月。
- (18) 『木津村報』第一〇九号三月号、一九四一年三月。
- (19) この評価は須崎氏の翼賛体制論を継承したものである。一方で、小林氏の評価は経済更生運動と大政翼賛計画における比較を厳密に行ったものではない。経済更生運動と翼賛体制の関係については、より詳細な比較検討が必要となる。
- (20) 『木津村報』第一二四号九月号、一九四一年九月。
- (21) 『木津村報』一月号号外、一九四三年一月二四日。ここでは総務部、産業部、経済部、教化部、厚生部の五つの部会とそれぞれの部会の役割が記されている。注目すべきは産業部と経済部である。産業部では「大東亜戦ヲ勝ち抜ク為ニ、食糧ノ絶対確保ヲ期シ、農民精神ヲ昂揚シ万難ヲ排シテ食糧増産ニ努メントス」という序文の後に米穀、麦類、甘藷、馬鈴薯、大豆、肥料、養蚕の増産目標が掲げられている。また、経済部では貯蓄目標が定められ目標額が明記されていた。
- (22) 『木津村報』号外一月号、一九四四年一月。各組織の担当事業を見ると、産業部が経済部に統合され、厚生部が総務部に統合されたようである。
- (23) 『木津村報』第一〇四号、一九四五年一月。
- (24) 「翼賛壮年団結成準備ニ関スル件」木津村役場文書207『昭和十七年 大政翼賛』。
- (25) 「優良町村視察」木津村役場文書207『昭和十七年 大政翼賛』。同行した町村は天田郡下夜久村（現在の福知山市）、熊野郡川上村（現在の京丹後市）、中郡口大野村（同左）、船井郡下和知村（現在の京丹波町）、南桑田郡曾我部村（現在の亀岡市）、北桑田郡知井村（現在の南丹市）、何鹿郡山家村（現在の綾部市）、与謝郡野間村（現在の京丹後市）、竹野郡木津村であった。

- (25) 「六月の常会徹底事項」 木津村役場文書 207 『昭和十七年 大政翼賛』。
- (26) 「婦人会結成準備委員会開催ノ件」 木津村役場文書 207 『昭和十七年 大政翼賛』。
- (27) 「大日本婦人会 木津村支部役員内申ノ件」 木津村役場文書 207 『昭和十七年 大政翼賛』。
- (28) 木津村産業組合製作更生貯金・永安貯金に係る文書（木津村役場文書 207 『昭和十七年 大政翼賛』）。このノルマ設定をどう見るかについてだが、貯金額を見ると目標額の半分に到達したのは俵野部落の永安貯金のみである。年度目標のため、残り九か月あるとはいえず、目標額の一割にも到達していない項目もあり、各部落に厳しいノルマが課せられていたと見てよい。そして、おそらくこれらの貯金は部落レベルで半強制的に供出されていたと考えられる。須崎一九八二・二〇八―二一〇は国民精神総動員運動における県レベルでの貯蓄運動を明らかにしているが、翼賛体制下では部落・隣保レベルでノルマの網が張り巡らされていたのである。
- (29) 「戦争生活実践あるもので『間に合せ』運動実施要領」（木津村役場文書 122 『昭和十八年 大政翼賛』）。
- (30) 「リーフレット『必勝貯蓄運動に就て』発布ノ件」（木津村役場文書 122 『昭和十八年 大政翼賛』）。この他に大政翼賛会京都府支部長名で発せられた通知で「必勝貯蓄運動実施ニ関スル件」がある。その後、続く要綱は支部長と京都府翼賛壮年団の連名で出されている。
- (31) 「印刷物『玄米食の実施について』送付ノ件」 木津村役場文書 122 『昭和十八年 大政翼賛』。この他にも大政翼賛会京都府支部長と大日本婦人会京都府支部長の連名で「玄米食普及運動ニ関スル件」という通知が出されている。
- (32) 木坂氏はヒマ栽培献納運動や貯蓄増強運動などはいずれも国民精神総動員運動の「二番せんにすぎなかった」と評しているように大政翼賛会の運動に対する具体的な検討には立ち入っていない。
- (33) 『最新園芸大辞典 第五卷』（誠文堂、一九七〇年）二三四一頁―二三四二頁。
- (34) 『科学画報叢書 第八篇 臨時増刊 航空の驚異』（新光社、一九三二年）一〇二頁―一〇三頁。
- (35) 高橋秀三郎『蓖麻読本』（時代社、一九四二年）、新岡伸『蓖麻の栽培と其技術』（飯倉書店、一九四三年）、小林均「航空機増産と共に必須な潤滑油としての蓖麻の栽培」『農業世界』第三九卷第三号、一九四四年五月。
- (36) 「ヒマ栽培献納運動展開ニ関スル件」 木津村役場文書 207 『昭和十七年 大政翼賛』。

- (37) 「三月ノ常会徹底事項」 木津村役場文書207 『昭和十七年 大政翼賛』。「九月の常会徹底事項」では「ヒマの栽培管理について」と題してヒマの収穫時期と収穫方法が記されている。
- (38) 「昭和十八年度『蓖麻栽培献納運動』実施要綱」 木津村役場文書122 『昭和十八年 大政翼賛』。
- (39) 『木津村報』第一三二一号、一九四三年六月。
- (40) 栽培した蓖麻については皮を「纖維資源」として活用する「蓖麻纖維献納運動」も展開していた（「蓖麻纖維献納運動ニ関スル件」 木津村役場文書122 『昭和十八年 大政翼賛』）。「蓖麻纖維献納運動実践指針」では大政翼賛会京都府支部と京都府青少年団が合同で運動を展開することが明記され、採集方法や乾燥、荷造りなどが詳しく記されていた（「蓖麻纖維献納運動実践指針」同上）。一九四四年にも郡支部長名で「ヒマ纖維回収依頼ノ件」という文書が発せられている。主催は大政翼賛会京都府支部、協力団体に翼賛壮年団、帝国農会の名が挙げられており、翼賛壮年団がヒマの茎皮を梱包の上、愛知県岡崎市にある工場に日本通運に委託して運送するように定められていた。
- また、各町村の「回収量目標」も設定されていた（「ヒマ纖維回収依頼ノ件」 木津村役場文書229 『昭和十九年 農業要員・大政翼賛会』）。
- (41) 「昭和十九年度「ヒマ栽培報国運動」実施要綱」 木津村役場文書229 『昭和十九年 農業要員・大政翼賛会』。
- (42) 「農家以外ノ家庭ニ対シテハ総戸数ノ十分ノ二ニ対シ各戸最低四本」、「農業学校、農民道場ニ対シテハ各最低五十本」、「国民学校ニ対シテハ総校数ノ十分八ニ対シ各校最低二十本」、「中等学校ニ対シテハ総校数ノ十分ノ六ニ対シ各校二十本」と定められた。
- (43) 「京都府蓖麻栽培割当表」 木津村役場文書207 『昭和十七年 大政翼賛』。なお、農学校には一校あたり十本、国民学校一校あたり二本とされていた。
- (44) 「昭和十九年度 ヒマ栽培報国運動の趣旨並に栽培の要領」 木津村役場文書229 『昭和十九年 農業要員・大政翼賛会』。「脱穀調整」の項目で「昨年は手で一つ宛蒞を剥いた人が多かつたが、これでは面倒で飽きが来て趣味も何も没却する様な事になる」ことから「蒞果を暗所に密閉して一週間位放置すれば蒞が脆くなる」。その後日光で乾燥させて蒞と種子を離せば手もみで脱穀しやすくなると述べられている。
- (45) 昨年の反省が活かされた内容となっていることが確認できる。
- 「蓖麻」種子増産ニ就テ」 木津村役場文書229 『昭和十九年 農業要員・大政翼賛会』。

(46) 「第四回京都中隊第二次募集協力方ニ関スル件」木津村役場文書229『昭和十九年 農業要員・大政翼賛会』。

(47) 「民情省察及下情上通方策実施ニ関スル件」木津村役場文書229『昭和十九年 農業要員・大政翼賛会』。

(48) 「米英撃攘村民大会次第」木津村役場文書229『昭和十九年 農業要員・大政翼賛会』。

(49) 先述のように、例外として須崎氏が翼賛体制を時期区分する見方を示した。

(50) 一九四一年一〇月には「巡回映画班」が各村をまわって映画を上映している（木津村役場文書187『昭和十五年学事・昭和十六年大政翼賛・救護』）。一九四二年にも「食糧増産激励映画会」が各村の学校で開催されている（木津村役場文書207『昭和十七年 大政翼賛』）。こ

(51) ういったメディア戦略も自発性を喚起する手段であったと言えよう。

「思想状況報告（二月分）」木津村役場文書234 B『在郷軍人分会書類』。

(52) 「思想第五号」木津村役場文書234 B『在郷軍人分会書類』。

【参考文献】

赤木須留喜『近衛新体制と大政翼賛会』（岩波書店、一九八四年）

赤木須留喜『翼賛・翼壮・翼政』（岩波書店、一九九〇年）

赤沢史朗「村と民衆統合」『立命館大学人文科学研究所紀要』第五二号、一九九一年）

赤沢史朗「特集にあたって」『年報日本現代史 第3号』現代史料出版、一九九七年）

赤沢史朗・北河賢三・由井正臣編『資料日本現代史二二 大政翼賛会』（大月書店、一九八四年）

雨宮昭一『戦時戦後体制論』（岩波書店、一九九七年）

- 池田順『日本ファシズム体制史論』(校倉書房、一九九七年)
- 板垣邦子『日米決戦下の格差と平等』(吉川弘文館、二〇〇八年)
- 伊藤隆『大政翼賛会への道』(講談社、二〇一五年、初版一九八三年)
- 大石嘉一郎・西田美昭編『近代日本の行政村』(日本経済評論社、一九九一年)
- 大串潤児『銃後の民衆経験』(岩波書店、二〇一六年)
- 官田光史『戦時期日本の翼賛政治』(吉川弘文館、二〇一六年)
- 木坂順一郎『大政翼賛会の成立』(『岩波講座 日本歴史 二〇 近代7』岩波書店、一九七六年)
- 木坂順一郎『日本ファシズム国家論』(木坂編)体系・日本現代史3 日本ファシズムの確立と崩壊『日本評論社、一九七九年』
- 金泰湜『翼賛壮年団論』(『歴史評論』第五九一号、一九九九年)
- 熊野直樹『戦後日本におけるファシズム論の再検討』(『法政研究』第八一卷第四号、二〇一五年)
- 栗田直樹『静岡県における大政翼賛運動』(『日本歴史』第四四一号、一九八五年)
- 五味智英『アジア・太平洋戦争期の情報統制・宣伝政策』(『文学研究論集』第五六卷、二〇二二年)
- 小峰和夫『ファシズム体制下の村政担当層』(大江志乃夫編『日本ファシズムの形成と農村』校倉書房、一九七八年)
- ゴードン・M・パーガー、坂野潤治訳『大政翼賛会』(山川出版社、二〇〇〇年)
- 小林啓治『総力戦体制の正体』(柏書房、二〇一六年)
- 坂口正彦『近現代日本の村と政策』(日本経済評論社、二〇一四年)
- 坂本慎一『ラジオの戦争責任』(法蔵館、二〇二二年、初版二〇〇八年)
- 清水昭典『総力戦下の村常会・町内会・部落会』(『北大法学論集』第三六卷第一・二号、一九八五年)
- 庄司俊作『日本の村落と主体形成』(日本経済評論社、二〇一二年)
- 趙頤『翼賛体制下の地方の「下情上通」制度の一考察』(一)・(二)『広島法学』第四四卷第一号・第二号、二〇二〇年)

- 趙頤「大政翼賛会中央協力会議における「下情上通」」、『年報政治学』第七二卷第二号、二〇二一年)
- 須崎慎「二翼賛体制論」(鹿野政直・由井正臣編『近代日本の統合と抵抗4』日本評論社、一九八二年)
- 竹山昭子『戦争と放送』(吉川弘文館、二〇一七年、初版一九九四年)
- 平賀明彦「経済更生計画と町村指導の特質」、『白梅学園短期大学紀要』三七号、二〇〇一年)
- 平川毅彦「部落会町内会等整備要領」(一九四〇年九月一日、内務省訓令一七号)を読む』、『新潟青陵学会誌』第三卷第二号、二〇二一年)
- 藤井忠俊『国防婦人会』(岩波書店、一九八五年)
- 源川真希『総力戦のなかの日本政治』(吉川弘文館、二〇一七年)
- 細谷昂「ある『常会日誌』から」、『社会学研究』四二・四三合併号、一九八二年)
- 細谷昂「戦時体制下の村」、『ヘステリアとクリオ』3、二〇〇六年)
- 松野周治「京都における農村経済更生運動の一事例」、『立命館大学人文科学研究所紀要』第五二号、一九九一年)
- 村井良太「近衛新体制と大政翼賛会」(筒井清忠編『昭和史研究の最前線—大衆・軍部・マスコミ、戦争への道』朝日出版社、二〇二二年)
- 森武麿『戦時日本農村社会の研究』(東京大学出版会、一九九九年)
- 山之内靖『総力戦体制』(筑摩書房、二〇一五年)
- 米山忠寛「戦時体制再考」、『年報・日本現代史』第二〇号、二〇一五年)